

所沢市 土砂の堆積による 土壌の汚染の防止に関する条例

令和7年11月1日施行

土砂のストックヤードの設置、宅地造成による盛土等で、一定の規模以上のものは堆積を行う土地の汚染調査を行う必要があります。

◆ 対象となる堆積 盛土規制法の規制対象となる堆積のうち、①、②に該当するもの

対 象 規 模：①ストックヤードで堆積面積が300㎡以上(*)500㎡未満のもの
(*)高さ2mを超えるものに限る

②500㎡以上3,000㎡未満の土砂の堆積

必要な届出：土砂の堆積着手届出書（様式第2号）

土砂の堆積に着手したとき（着手日から10日以内）

土砂の堆積汚染調査結果届出書（様式第4号）

汚染調査結果が出たとき（調査完了日から30日以内）

届 出 先：所沢市 環境クリーン部 環境対策課



↑ 様式のダウンロード
はこちらから

◆ 対象外となる土砂の堆積

1 軽微なもの（市条例第6条第1号、盛土規制法施行規則第8条第10号）

例）30cmを超えない堆積、工事で発生した土砂をその現場又はその付近に堆積するもの

2 法令の許可等の処分（市条例第6条第2号、市条例施行規則第5条第3号）

例）都市計画法29条の許可、農地法4条、5条の許可（農地改良に限る）

3 公益性の高い事業（市条例第6条第3号、市条例施行規則第5条第4号）

例）自然公園法による公園事業、市長の確認を受けた事業

◆ 盛土規制法の規制対象となる堆積等の規模

<土地の形質の変更（盛土・切土）> 例えば ●宅地を造成するための盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが 1m超の崖を 生ずるもの	②切土で高さが 2m超の崖を 生ずるもの	③盛土と切土を同時に、 高さが2m超の崖 を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが 2m超となる もの（①③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が500㎡超となる もの（①～④を除く）

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積> 例えば ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが2m超 かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超となるもの（⑥を除く）

3,000㎡以上の堆積及び盛土規制法の規制については、埼玉県西部環境管理事務所（*）にお問い合わせください。

（*）住所：川越市新宿町1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟）電話049-244-1250

◆ 土地の汚染調査

堆積を行う者は、土地の汚染調査の結果を届け出る必要があります。

調査対象面積	調査対象物質 (① ～ ⑩：含有量)	調査地点数	調査頻度
900㎡以上 3,000㎡未満	① カドミウム及びその化合物 ② 六価クロム化合物 ③ シアン化合物 ④ 水銀及びその化合物 ⑤ セレン及びその化合物 ⑥ 鉛及びその化合物 ⑦ 砒素及びその化合物 ⑧ ふっ素及びその化合物 ⑨ ほう素及びその化合物 ⑩ その他市長が通知したもの	900㎡ごとに 1 地点以上	6 ヶ月ごと 及び 完了又は廃止時
900㎡未満		1 地点以上	完了又は廃止時

調査方法は、土壤汚染対策法第2条2項等に規定されている土壤汚染状況調査の例によること。

◆ 土壤基準の遵守

土壤基準を満たさない土砂を用いた、堆積行為は禁止されています。

有害物質の種類	土壤含有量基準 (土壌 1kg あたり)	土壤溶出量基準 (検液 1L あたり)
カドミウム及びその化合物	45mg 以下	0.003mg 以下
六価クロム化合物	250mg 以下	0.05mg 以下
シアン化合物 ※1	50mg 以下	検出されないこと
水銀及びその化合物	15mg 以下	0.0005mg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと
セレン及びその化合物	150mg 以下	0.01mg 以下
鉛及びその化合物	150mg 以下	0.01mg 以下
砒素及びその化合物	150mg 以下	0.01mg 以下
ふっ素及びその化合物	4000mg 以下	0.8mg 以下
ほう素及びその化合物	4000mg 以下	1mg 以下
ダイオキシン類※2	1000pg-TEQ/g 以下	—

※1 シアン化合物の土壤含有量基準は、遊離シアンとしての量

※2 ダイオキシン類については、市長が通知した場合

有害物質の種類	土壤溶出量基準 (検液 1L あたり)
クロロエチレン	0.002mg 以下
四塩化炭素	0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg 以下
ジクロロメタン	0.02mg 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg 以下
トリクロロエチレン	0.01mg 以下
ベンゼン	0.01mg 以下
シマジン	0.003mg 以下
チウラム	0.006mg 以下
チオベンカルブ	0.02mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
有機リン化合物	検出されないこと

この条例に違反して届出をしなかった者や、命令に違反した者には、罰則が科せられる場合があります。

問い合わせ先 所沢市 環境クリーン部 環境対策課

所沢市並木一丁目1番地の1 TEL:04-2998-9230 FAX:04-2998-9195

令和7年10月作成